



CAN DO

“可能性への挑戦” 第80号

金田会計事務所通信

【 未来から創造する 】

アントニ・ガウディ没後100年の今年、サグラダ・ファミリアの中心部にある「イエスの塔」が完成するのを記念して開かれた、梅田でのガウディ展に行ってきました。ガウディは世界遺産のサグラダ・ファミリアをはじめ、カサ・ミラ、グエル公園など有機的で独創的なデザインの作品を創造した天才建築家です。大都会の近代的なビル群こそが未来を表しているように考えていた無知な私には SF の映画に出てくる奇妙な建造物に思えました。

しかし、今回のガウディ展では、自然を教師とした合理的で、今でも最新の技術の詰まった美しいものであるとの理解を深めることができました。サグラダ・ファミリアについては、「私のクライアントは別に急いではないからね」と述べ、最初から未来にその完成を託して準備していたようです。ガウディの死後、反対運動やスペイン内戦などの苦難を経て、彼の理想を受け継いだ後継者たちの手によって現在も建設が続いています。彼がすでに見据えていた未来とその素晴らしさを、私たちは100年経ってようやく理解できるようになったのです。

過去や現在から未来を見るのではなく、彼のように未来から現在を見ることができるとすれば、今の自分の姿はどう見えるのでしょうか。単なる過去の延長ではなく、未来の視点から現在を新たに創り上げていくことはできるのでしょうか。100年後になってわかってからでは遅いのです。現状の手法に満足せず、神と大自然との対話により未来を築いていく彼の姿勢は、多くの教訓を得ることができそうです。

金田 康良 2026年 5月

令和8年度税制改正のポイント

衆議院選挙の影響もあり、令和8年度予算の成立が遅れましたが、成立した税制改正は、盛り沢山で、いろいろな影響がある内容です。年収の壁の再度引き上げや超高額所得者層への増税なども見逃せません。

【基礎控除・給与所得控除の引上げ】(減税)

☆基礎控除 (令和8年、9年度の合計所得金額に応じます。)

合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	48万円
489万円以下	104万円	2,450万円以下	32万円
655万円以下	67万円	2,500万円以下	16万円
2,350万円以下	62万円	※2,500万円超は0円	

(注)住民税の基礎控除額は**43万円**

☆給与所得控除額 (令和8年、9年)

給与収入 **220万円以下**の最低保証額を**74万円**に引き上げ

給与収入金額 A	控除額	660万円以下	$A \times 20\% + 44$ 万円
220万円以下	74万円	850万円以下	$A \times 10\% + 110$ 万円
360万円以下	$A \times 30\% + 8$ 万円	850万円超	195万円(上限)

※給与所得者が所得税額0円のケース

(他の所得がなく、所得控除は基礎控除のみ):いわゆる**所得税の壁**

給与所得控除額 74万円 + 基礎控除額 104万円 = 178万円

∴**178万円**

(参考)住民税が0円のケース

給与所得控除額 74万円 + 基礎控除額 45万円 = 119万円

∴**119万円**

【扶養親族等の年収要件等の引上げ】(減)

① 配偶者控除・扶養控除の合計所得金額要件について引き上げ

改正後:**62万円(給与収入 136万円)**以下に

② 配偶者特別控除

改正後:**62万円超~133万円(給与収入 136万円超~207万円)**以下に

※所得 95万円(給与収入 169万円)を超えると 63万円(満額)の不適用

③ 特定扶養控除

改正後：62万円(給与収入136万円)以下に

④ 特定親族特別控除

改正後：62万円超～123万円(給与収入136万円超～197万円)以下に

※所得85万円(給与収入159万円)を超えると63万円(満額)不適用

⑤ ひとり親控除

改正後：生計一の子の所得金額要件を62万円(給与収入136万円)以下に

⑥ 勤労学生控除

改正後：所得金額要件を89万円(給与収入163万円)以下に

⑦ 家内労働者等の事業所得の特例計算

改正後：必要経費の最低保証額を69万円に引き上げ

【公的年金控除の見直し】(増税)

給与収入及び公的年金収入を有する者について、給与所得控除額と公的年金控除額の合計額が280万円を超える場合、その超える部分の金額を公的年金控除額から減額する。

(令和9年以後の所得税に適用)

【青色申告特別控除の見直し】(減税・増税)

☆見直し内容(原則複式簿記が対象)：令和9年以降適用

控除額	帳簿要件など
10万円	①複式簿記(単式簿記は前々年の収入金額1,000万円以下の者のみ)
65万円	①+②e-taxを利用して確定申告を行う
75万円	①+②+以下のいずれかを満たすこと ・優秀な電子帳簿保存を行っていること ・送受信・保存の要件を満たす電子取引データを保存し、一般の電子帳簿保存を行っていること、

【超富裕層への課税(ミニマムタックス税制)強化】(増税)

① 個人はその年分の基準所得金額が1億6,500万円(改正前3.3億円)超

② 超えた部分の金額に30%(改正前22.5%)の税率で課税

令和9年以降の所得税に適用

【中小企業の少額減価償却資産の特例の引き上げ・3年延長】(減税)

① 減価償却資産の所得価額要件を40万円(改正前30万円未満)に引き上げ

② 対象法人から従業員の数が400人(改正前500人)を超える法人を除外

※令和8年4月1日以降に取得した減価償却資産について適用

【企業グループ間の取引に係る書類保存の特例創設】(強化)

内国法人が関係者との間で特定取引を行った場合に、取引関連書類等にその取引に係る対価の額を算定するための事項等を明らかにする書類を取得、作成、保存しなければならない。この要件を満たさない場合は青色申告の取消要件となる。(令和8年4月1日以後開始する事業年度から適用)

【消費税免税事業者からの課税仕入に係る経過措置】(緩和)

免税事業者から行った課税仕入に係る控除可能割合を以下に緩和

- ・令和8年10月1日～令和10年9月30日 : **70%**
- ・令和10年10月1日～令和12年9月30日 : **50%**
- ・令和12年10月1日～令和13年9月30日 : **30%**

【その他の関連税制】

- ☆令和9年、10年の小規模個人事業者の消費税の税額控除の **7割特例**
- ☆相続税の貸付用不動産評価方法の見直し
- ☆賃上げ税制の教育訓練費の上乗せ措置の廃止等の見直し
等々

ここでは十分紹介できなかった改正内容、不明な点については弊社事務所まで気軽にお尋ねください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : <https://kaikei.asia/>